

## Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.27 Sep'16

～所得拡大促進税制について～

平成 25 年度税制改正より、個人所得の拡大を図り、所得水準の改善を通じた消費喚起による経済成長を達成するため、企業の労働分配(給与等支給)の増加を促す措置として所得拡大促進税制が創設され、その後、平成 26 年度及び平成 27 年度税制改正により、要件が緩和され、当該制度を適用できる法人が増加することとなりました。今回は所得拡大促進税制の概要等につき、簡単に紹介致します。

### 1. 概要

青色申告法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その法人の雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上などであるときは、一定の範囲内の金額を法人税額から控除することができる制度です。

当該制度につきましては、事前申請の必要はありませんが、確定申告の際に、申告書に明細を添付することが必要となります。

### 2. 適用要件

以下のすべての要件を満たすことが必要となります。

1. 国内雇用者(注)に対して給与等を支給すること
2. 雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上であること
3. 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること
4. 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること

(注) 法人の使用人のうち労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者をいいます。

このうち、役員の特殊関係者及び使用人兼務役員は除かれます。

### 3. 用語の意義

- ・「雇用者給与等支給額」- 各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額
- ・「基準雇用者給与等支給額」- 基準事業年度(平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額
- ・「比較雇用者給与等支給額」- 適用年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額

**Tax Consulting Firm EOS  
Firm News Vol.27 Sep'16**

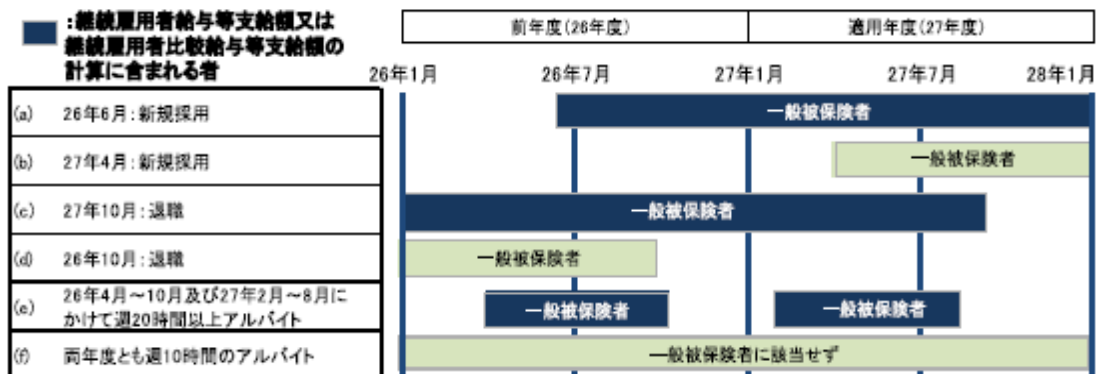
- ・「平均給与等支給額」 - 継続雇用者給与等支給額を継続雇用者給与等支給者数で除した金額
- ・「比較平均給与等支給額」 - 適用年度の前事業年度の継続雇用者に対する給与等の支給額をこれに係る給与等支給者数で除した金額

**4. 継続雇用者とは**

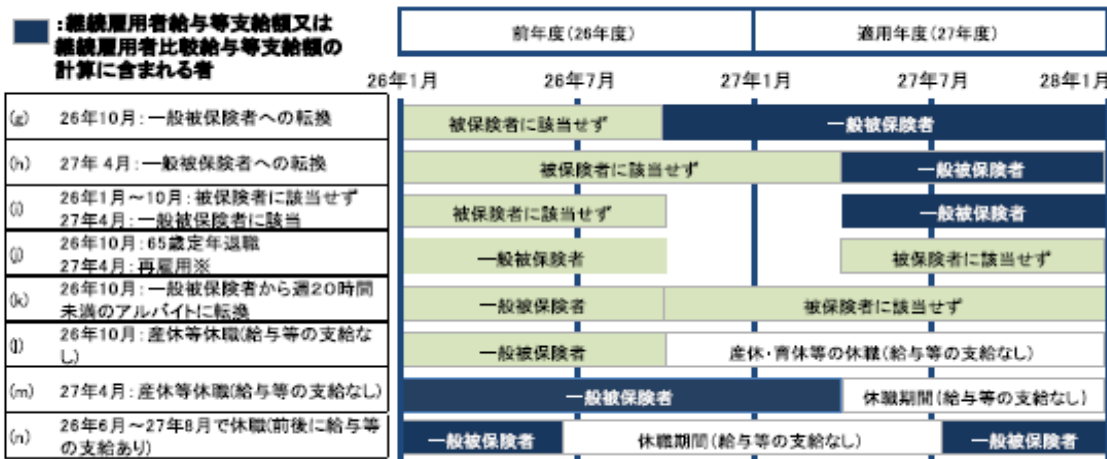
適用年度及びその前事業年度において、それぞれ 1 回以上給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。

具体的には以下の場合が挙げられます。

**(1) 新規採用、中途退職の場合**



**(2) アルバイト、正社員への転換、休職等の扱い**



※「継続雇用制度」は高年齢者雇用安定法による65歳までの継続雇用、「再雇用」は同法に拠らないかつての在籍者の再採用を指す。

出典: 経済産業省「平成 27 年版 所得拡大促進税制ご利用の手引き」

**Tax Consulting Firm EOS**  
**Firm News Vol.27 Sep'16**

### 5. 税額控除額

税額控除限度額は、雇用者給与等支給増加額の10%相当額となります。

ただし、法人税額から控除する金額の上限は次の通りとなります。

- (1) 中小企業者等の場合- 適用年度の所得に対する法人税額の20%相当額
- (2) (1)以外の法人- 適用年度の所得に対する法人税額の10%相当額

### 6. 具体例

当該制度を適用する場合には以下のような形式で計算することとなります。

<b>&lt;設例&gt;</b>			
法人A社			
当事業年度	H27.4.1-H28.3.31		
法人税額	40,000,000		
前事業年度	退職 5人 (給与支給額 5,000,000)		
適用年度	新規採用 7人 (給与支給額 7,000,000)		
	基準年度 H25.3.31	前事業年度 H26.4.1-H27.3.31	適用年度 H27.4.1-H28.3.31
給与等支給額	70,000,000 【基準雇用者給与等支給額 (1)】	87,500,000 【比較雇用者給与等支給額 (2)】	107,500,000 【雇用者給与等支給額 (3)】
上記のうち、継続雇用者給与等支給額		82,500,000 …(a)	100,500,000 …(b)
雇用者数		110…(4)	115…(5)
上記のうち継続雇用者数		105…(c)	108…(d)

#### **<控除額の計算>**

##### **判定のための前提計算**

雇用者給与等支給増加額 ( (3) - (1) )	37,500,000	…(6)
増加割合 ( (6) ÷ (1) )	53.5%	…(7)
平均給与等支給額 ( (b) ÷ (d) )	930,555	…(8)
比較平均給与等支給額 ( (a) ÷ (c) )	785,714	…(9)

#### **要件の判定**

増加促進割合 (7) ≥ 3%	∴適用あり
支給増加額 (3) ≥ (2)	
平均給与増加額 (8) > (9)	

#### **特別控除額**

税額控除限度額 (6) × 10%	3,750,000	…(10)
当期税額基準額 = 法人税額 × 10%	4,000,000	…(11)
(中小企業者等の場合 20%)		
特別控除額 (10) < (11)	∴ 3,750,000	

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: [accounting@epcs.co.jp](mailto:accounting@epcs.co.jp) <http://www.epcs.co.jp>

**Tax Consulting Firm EOS**

**Firm News Vol.27**

～ We are always at your side ～